

輸入通関をスムーズに行うため、**関税分類**、**関税評価**、**原産地**、**減免税**の



「文書による事前教示制度」 をご利用ください！

○新たに貨物を輸入したいとき、こんな疑問はありませんか？

- ・貨物が**関税率表**のどこに分類されるか分からないので、税率が分からない。**(関税分類)**
- ・新しい取引形態なので、課税価格をどう計算してよいか分からず。**(関税評価)**
- ・複数の国の原材料を使用して製造したけれど、原産地がどこか分からなくて有利な税率が適用できるのか不安。**(原産地)**
- ・この貨物は**減免税**が適用できるのか分からず。**(減免税)**

そんなときには、**「文書による事前教示制度」**の利用をお勧めします。

○文書による事前教示制度とは？

輸入を予定している貨物に係る**関税分類**、**関税評価**上の取扱い、**原産地**、**減免税**の適用について、文書で照会することにより、文書で回答を受けることができる制度です。

税関は、照会書の受理後、**関税分類**、**原産地**及び**減免税**については30日以内の極力早期に、**関税評価**については90日以内の極力早期に回答するよう努めます。

○どんなメリットがあるのか？

- ・文書回答は通関審査で尊重され、スムーズに通関できます。(口頭による回答は単なる参考にすぎません。)
- ・日本全国どこの税関でも有効です。
- ・文書回答は3年間有効です。
- ・輸入に先立って、原価計算ができます。



○事前教示照会の手続き

「事前教示に関する照会書」に必要事項を記載し、税関での検討に必要な各種の資料を添付して、税関の担当部門に提出して下さい。

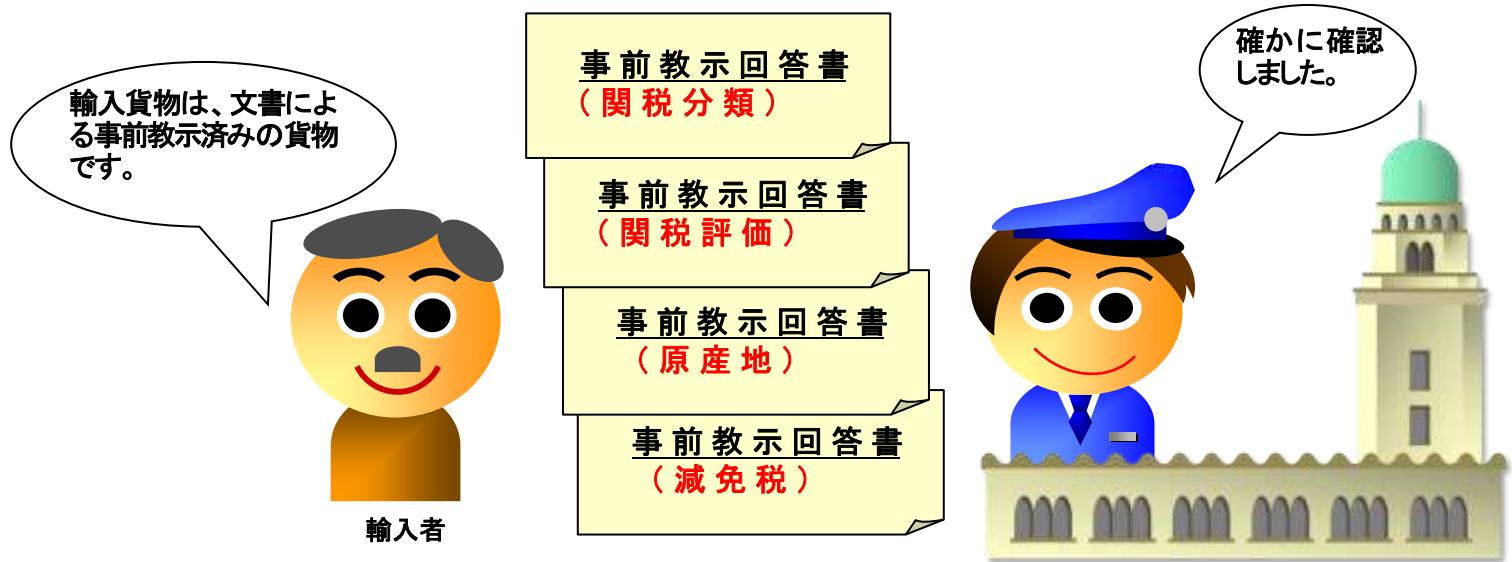
添付資料には、概ね以下のものがあります。

- ・ 関税分類：貨物の成分表、製造工程表、見本、写真、図面等
- ・ 関税評価：取引の事実関係が確認できる売買契約書等の関係書類
- ・ 原産地：加工・製造工程に関する書類等
- ・ 減免税：貨物の見本、写真、図面等

○様式の入手

- ・ 事前教示照会書（関税分類照会：C-1000、関税評価照会：C-1000-6、原産地照会：C-1000-2、減免税照会：C-1000-22）は、税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp/>）からダウンロードすることができます。
- ・ 税関ホームページのトップページ上段の「輸出入の手続き」→ページ右側の税関手続き「各種様式及び記載要領」→「関税法関係(C)」で様式の一覧表が表示されます。

【輸入通関のとき】



【横浜税関における問い合わせ先】

- ・ 関税分類：業務部首席関税鑑査官 Tel045-212-6156、6157
- ・ 関税評価：業務部首席関税評価官 Tel045-212-6139
- ・ 原産地：業務部原産地調査官 Tel045-212-6174
- ・ 減免税：業務部通関総括第3部門 Tel045-212-6153